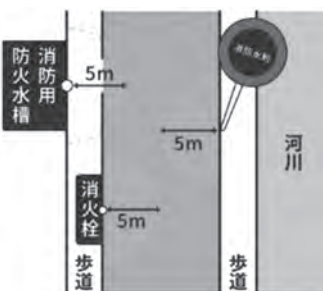


道路交通法で駐車を禁止している場所

- ①消火栓から5メートル以内の部分
- ②消防用防水水そうの吸水口や吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ③消防用防水水そうの側端やこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ④指定消防水利(プール、池、井戸、河川など)の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分



違法な駐車は、一刻を争う消防活動の障害になります。ご理解とご協力をお願いします。

不破消防組合火災予防条例が一部改正されます

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日より、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が開始されます。詳細は、不破消防組合のホームページをご確認ください。



問 不破消防組合消防本部 ☎23-2030

「消火栓」や「防水水そう」をご存知ですか？これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時、消火に必要な水を消防隊に供給するものです。



消防署
だより
Fire Station
Information

消防水利付近での駐車禁止

携帯電話から「110番通報」される時の注意点



- ・現場を離れず、その場から通報してください
- ・周囲の目標物を教えてください
- ・運転中は安全な場所に停車して通報してください
- ・県境からの通報の場合は他県の通信指令室につながる場合があります

相談は「#9110」



困りごとなどで相談するときは、警察安全相談室「#9110」へ
※「#9110」は家庭電話・携帯電話でつながります。
※ダイヤル回線電話では利用できませんので☎058-272-9110をご利用ください。

問 垂井警察署 ☎22-0110

緊急通報は「110番」
緊急の要件でない「運転免許更新手続き、道案内など」の問い合わせは最寄りの警察署、交番、駐在所へお尋ねください。



警察通信

Police Information

1月10日は「110番の日」